

## あかしの生態系を守る条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、あかしの生態系を守る条例（平成26年条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例において使用する用語の例による。

(告示の方法)

第3条 条例第5条第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）の規定による告示は、明石市公告式条例（昭和25年条例第10号）第2条第2項に規定する掲示場に次に掲げる事項を掲示して行う。

- (1) 指定外来種の種類
- (2) 指定外来種の本来の生息地又は生育地
- (3) 指定の理由

(調査)

第4条 条例第7条の規定により市長が継続的に調査を行う事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 市内における動植物の種（次号に規定するものを除く。）のうち在来生態系等の保護のため調査の必要があると市長が認めるものの個体の生息又は生育の状況
- (2) 国外又は国内の他の地域から明石市に導入されることによりその本来の生息地又は生育地の外に存することになる動植物の種（その動植物が交雑することにより生じた動植物の種を含む。）のうち、在来生態系等に影響を及ぼし、又は及ぼすおそれがあると市長が認めるものの個体の生息又は生育の状況及び分布の状況
- (3) 市内における動植物の種の個体の生息又は生育の非生物的環境の状況
- (4) その他在来生態系等の保護に関し必要な事項

(防除等の計画)

第5条 条例第8条第3項に規定する計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 防除等の対象となる指定外来種の種類
- (2) 防除等を行う区域及び期間
- (3) 捕獲、採取、殺処分その他の防除等の内容
- (4) その他防除等の実施に関し必要な事項

(身分証明書)

第6条 条例第9条第2項に規定する証明書は、別記様式のとおりとする。

(中止命令等)

第7条 条例第12条の規定による中止又は原状回復若しくは代替措置の命令は、書面により行う。ただし、緊急やむを得ない場合は、口頭によりこれを行うことができる。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成26年10月1日から施行する。

別記様式（第6条関係）

(表)

		( )
		第 号
身分証明書		
1 職 名	_____	
2 氏 名	_____	
上記の者は、あかしの生態系を守る条例第9条第1項の規定により、指定外来種の個体の飼養等に係る土地の区域内又は建物内に立ち入る権限及び当該飼養等の実施状況又は当該飼養等の在来生態系等に及ぼす影響を検査する権限を有する者であることを証明する。		
		年 月 日発行
明石市長		印

(裏)

あかしの生態系を守る条例（抜粋）

第9条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、指定外来種の個体の飼養等を行う者から、当該飼養等の実施状況その他必要な事項について報告を求め、又は職員に、当該飼養等に係る土地の区域内若しくは建物内に立ち入らせ、若しくは当該飼養等の実施状況若しくは当該飼養等の在来生態系等に及ぼす影響を検査させることができる。

2 前項の規定により立入り又は検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入り又は検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。